2026年11月13日

各　　位

会社名　　大木ヘルスケアホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　松井　秀正
（コード番号　　3417　　）
問合せ先　取締役　　山岡　研一
（TEL 03-6892-0710）

2027年3月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項第1号に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書
第12期（2027年3月期）半期報告書（自2026年4月1日至2026年9月30日）

2. 延長前の提出期限
2026年11月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限
2027年1月29日

4. 提出期限の延長を必要とする理由
当社は、2026年11月13日付「2027年3月期半期報告書の提出期限延長申請の検討及び2027年3月期第2四半期決算短信の開示延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が2026年7月から同年10月にかけて行った初期調査の結果、当社連結子会社である株式会社大木の従業員が、同じく当社連結子会社であるリブ・ラボラトリーズ株式会社（以下「リブ」といいます。）における自身の立場を利用して、リブに過大な費用支出を行わせ、もってリブの会社財産を社外に流出させていた可能性があること（以下「本件事象」といいます。）が判明したことを受け、本件事象の事実関係の解明等を図るために、2026年10月から、外部専門家を起用した

調査を進めております。

今後、外部専門家においては、事実関係の調査として、関係者へのヒアリング、関連資料の精査、デジタルフォレンジック、同種事案の存否の確認等の調査を実施する予定であることに加え、原因分析及び再発防止策の検討等も行う予定であり、外部専門家の調査にはなお相応の時間を要する見込みです。

また、本件事象は、2027 年 3 月期における当社の会計に影響する可能性があり、2027 年 3 月期半期報告書を提出するためには、外部専門家による調査が完了した後に、その調査結果を踏まえた半期報告書を作成し、当社の監査法人による監査手続を経る必要があります。

以上から、当社と致しましては、法定の提出期限である 2026 年 11 月 16 日までに監査報告書を受領することはできないと判断し、2027 年 3 月期半期報告書の提出期限の延長申請を行うことと致しました。

5. 今後の見通し

今回の半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以　上